

入間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第4号）

1 改正理由

人事院から国家公務員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示され、令和4年4月1日に改正人事院規則（非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等）が施行される予定になっていることを受け、市の非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和について

- 非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止する。

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について

- 妊娠または出産等を申し出た職員に対し、育児休業に関する制度等を周知するとともに、育児休業の取得意向の確認を行うことを、任命権者に義務付ける。
- 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備として、研修の実施、相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を義務付ける。

3 施行日 令和4年4月1日